

吹田市建築基準法施行細則の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間

令和5年（2023年）2月3日（金曜日）～令和5年（2023年）3月6日（月曜日）

2 提出意見数

1件（1通）

3 提出意見と市の考え方

以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	<p>市長が認めるとすると形式上なもので、近隣住民の生活環境を悪化させることになる。不動産会社のみが得をする案を制定しようとしている。</p> <p>市長が認めるではなく、近隣住民の同意を得ることができた場所のみ認められるとすべきである。事前に住民トラブルを防ぐ義務があると考え。この細則を制定すると市役所の職員が住民が反対したところで、苦情を聞き入れない盾とすることになる。近隣住民は納得できないのではないか。</p>	<p>今回の施行細則改正につきましては、建築基準法が改正されたことにより新たに規定された許可申請について、同法施行規則の規定に基づき、必要な添付図書を定めるものです。</p> <p>いただいた御意見は意見募集案件の対象外の内容であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>